

ID: 1100

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定		
法令名 根拠条項	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 第17条第1項		
法令番号	平成18年法律第91号		
【根拠条文】 (特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定) 第17条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 (1) 特定建築物の位置 (2) 特定建築物の延べ面積、構造方法及び用途並びに敷地面積 (3) 計画に係る建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項 (4) 特定建築物の建築等の事業に関する資金計画 (5) その他主務省令で定める事項 3 所管行政庁は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る特定建築物の建築等及び維持保全の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、認定をすることができる。 (1) 前項第3号に掲げる事項が、建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき主務省令で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合すること。 (2) 前項第4号に掲げる資金計画が、特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであること。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日